

「函館市地域公共交通計画策定に係る調査業務」に係る公募型プロポーザルに関する質疑等について

※回答は質問順ではありません。

No.	質疑	回答等
<b>【応募について】</b>		
1	企画提案書の枚数・様式等に制限や指定はあるか。	特にありません。 なお、提出にあたっては、別途電子データ（PDF形式）でも提出することとし、参加申込書・企画提案書の提出期日までに電子データを提出済みの場合限り、各書面の提出にあたっては各提出期日の消印有効として取り扱うこととします。
2	ヒアリング時の参加人数の制限や必須出席者等の条件はあるか。	特にありませんが、会場の都合および感染症感染拡大防止の観点により、あまり大人数ではご参加いただけない場合があります。 また、感染状況等により、オンラインまたはEメールでのヒアリングとなる可能性もあります。
<b>【業務内容について】</b>		
3	「市内交通の現状把握」において交通系ICカード情報の分析が例示されているが、当該データは発注者より提供されるか。また、事前にデータ内容を知ることが可能か。	提供いたします。 データの提供を事前（契約前）に行うことはできませんが、データの項目やデータフォーマットについてお答えすることは可能です。
4	「利用者ニーズの調査」について、市や協議会が行うとしている「調査結果の集約」に、住民以外を対象とした内容はどの程度含まれるか。	日常的な移動手段や、その選択理由、現状の公共交通への意見や不満等を訊ねるアンケート調査のうち、市内の学校および企業への通学・通勤者アンケートの回答に含まれる市外在住者分がありますが、函館市と当協議会では市内在住者向けの調査を主に実施する予定となっているため、市外在住の方への調査は受託者が実施していただくこととなります。
5	「課題整理と分析」の改善案の検討にあたり、交通事業者や住民組織との協議・調整は受託者が行う必要があるか。	新たな交通手段の検討など、その担い手となり得る事業者等へ、実現可能性等を確認することや、疑問点の確認に係る協議等は必要と思いますが、改善案実施に係る合意形成は原則として函館市が行います。

「函館市地域公共交通計画策定に係る調査業務」に係る公募型プロポーザルに関する質疑等について

※回答は質問順ではありません。

No.	質疑	回答等
6	業務の履行期間中における函館市地域公共交通協議会の開催回数ならびに時期の想定はあるか。 また、受託者が出席し、説明を行うなどの運営支援は必要か。	履行期間中には3回（8月、12月、2月）予定しています。 成果を報告する場面等で、受託者からの説明を求めることは想定されますが、3回全てに出席を求めるものではありません。
7	打合せ協議は何回を想定しているか。また、必要に応じてWeb会議サービスの利用は可能か。	具体的な回数は想定しておりませんが、Web会議やEメール利用などで随時協議して進めたいと考えています。
8	成果品（報告書）の部数指定はあるか。	データ納品に加え、50部程度を予定しています。
<b>【その他】</b>		
9	過去の調査結果や、過去に公共交通事業者等へ行った行政の支援状況等を事前に提供することは可能か。	前回調査結果のうち、現「函館市地域公共交通網形成計画 資料編」に掲載されている情報等は、既に公開されているため閲覧可能です。 事業者への支援についても、函館市の決算情報として公開されている範囲では閲覧可能であり、内容についての補足も可能ですが、各事業者の経営状況に深く関わる資料については、契約以前に提供することはできません。
10	地域公共交通計画（素案）を協議会に提出する時期はいつ頃を想定しているか。	令和5年3月に開催予定の協議会を予定しています。